

神河町（委託型）地域おこし協力隊募集要項

神河町は、兵庫県のほぼ中央に位置し人口約 10,000 人の町です。南北方向に JR 播但線と国道 312 号線、播但連絡自動車道が走り、中国縦貫自動車道が近くにあることから、京阪神まで約 1 時間 30 分以内という交通アクセスに恵まれています。

一方で、町の面積は、202.23 平方キロメートルで、その 8 割を山林が占めており、千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰・暁晴山など、1,000m 級の山々に囲まれています。峰山・砥峰高原は関西地方でも有数の高原地帯となっており、自然志向型の都市住民との交流の場ともなっており、豊かな自然を生かした観光振興に取り組んでいます。

神河町では、町内産の商品を活用した新商品開発（ふるさと納税の返礼品にも準用できる商品）を進め、町内事業者の連携体制を強化し、新たなチャレンジを推進する地域おこし協力隊を募集します。

地域おこしや地域活性化などに積極的に取り組む意欲があり、地域住民とコミュニケーションをとりながら活動ができる方、「地域を盛り上げたい！」という熱意のある方の応募をお待ちしています。

1 募集人員

地域おこし協力隊（木工芸） 1 人

2 業務内容

(1) 林産資源を活用した地域活性化

- ・町内木材を活用した木工商品開発の取組み
- ・新商品開発に向けた、町内事業者との連携体制の強化
- ・新商品開発に向けた、町内事業者によるチャレンジの推進
- ・その他林産資源の活用に係る業務

(2) ピノキオ館業務の支援（企画・体験指導など）

3 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

(1) 年齢 20 歳以上の方（令和 8 年 1 月 22 日時点）

(2) 申込み時点で 3 大都市圏をはじめとする都市地域（※）に在住している方、または、2 年以上 3 年以内の地域おこし協力隊経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の退任から 1 年以内である方で、採用後に神河町に住民票を移し、居住できる方。

※地域要件（3 大都市圏内の「条件不利地域」に該当しない地域、政令指定都市）

【3 大都市圏】…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全区域

【条件不利地域】…次の①から⑦のいずれかに該当する地域

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法③離島振興法④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法⑦沖縄振興特別措置法

【政令指定都市】…札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 業務内容・任用期間を全うする意思があり、地域活性化に意欲と情熱を持って地域課題解決のために地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方

(4) 任期満了後も神河町に定住する意志がある方

- (5) 普通自動車運転免許を有している方
- (6) パソコン(ワード・エクセル等)の一般的な操作ができる方
- (7) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (8) 町の条例及び規則等を遵守できる方
- (9) 居住する地域の行事等に地域住民として積極的に参加できる方
- (10) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

地方公務員法抜粋

(欠格事項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- 2 該当地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 16 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用形態及び期間

- (1) 着任予定日は、令和 8 年 4 月 1 日(水)です。
- (2) 任用期間は着任の日から 1 年間とし、勤務成績によって最長 3 年間まで延長します。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。

5 委託料

550 万円（社会保険料を含む報償費 400 万円、活動費 150 万円）

※報償費については毎月末請求により翌月支払とします（日報・月報提出により）。

※活動費については、請求により契約当初 4 割、年度中途に概算支払 4 割、年度末に清算払 2 割支払います。

6 基本的な活動拠点

活動拠点

神河町木工芸センター「かんざきピノキオ館」（神河町山田 30 番地の 1）

7 待遇及び福利厚生等

- (1) 家賃、水道光熱水費、車両借上げ料、情報通信費等は、5 活動経費から支払っていただきます。
- (2) 神河町までの交通費、引っ越しに必要な経費は、自己負担となります。

8 その他

本公募は、令和 8 年度に関連する予算が議会で成立することを前提として実施するものです。

9 応募手続

- (1) 応募期間

締切日 令和 8 年 2 月 13 日（金） 午後 5 時必着

- (2) 応募方法

郵送または持参

※メールやFAXでの受付はしません。提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類

- ① 神河町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 住民票の抄本（応募時点のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（両面をコピーしてください）
- ④ その他 PR 資料（任意）

10 選考方法

(1) 第1次選考（令和8年2月20日（金）までで随時）

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（令和8年2月下旬予定）

第1次選考合格者を対象に、神河町役場において面接試験を実施します。

最終選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(3) その他

- ① 応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。
- ② 全ての選考結果は書面にて通知します。選考結果、選考内容に関わるお問合せには一切お答えいたしかねます。
- ③ 応募の際にお預かりした個人情報 は本募集のみに使用し、その他の用途には一切使用いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。

11 応募先・問い合わせ先

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町ひと・まち・みらい課 地域おこし協力隊担当

TEL 0790-34-0002（直通） / FAX 0790-34-0691

E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp